

特定建設作業のしおり

和泉市 環境産業部 環境保全課

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

TEL (直通) : 0725-99-8121

E-mail : kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp

届出手続

1. 届出が必要な建設作業（特定建設作業）

「特定建設作業届一覧表」（p.4）を参照してください。

2. 届出義務者

- ・建設工事を施工しようとする **元請業者** に義務があります。
- ・法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届出者となります。
共同企業体の場合、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し、届出を行ってください。

3. 届出の提出期限

特定建設作業開始の 7日前 までに*提出してください。（但し、土、日、祝休日および年末年始は閉庁していますので、日数に余裕をもって提出してください。）

*「7日前までに」とは「中7日をあける」ことを意味します。

※届出の提出期限例



4. 届出書類

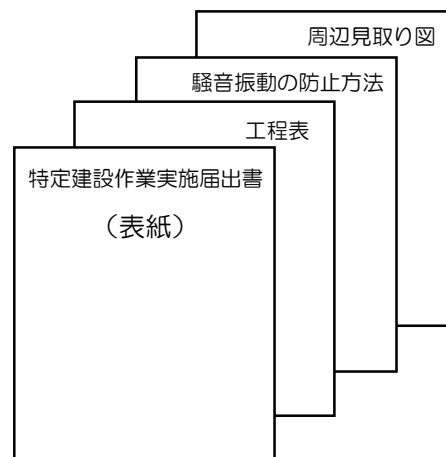
特定建設作業について次の届出書類を作成してください。

記載の方法については、記載例を参考にしてください。

①特定建設作業実施届出書（表紙）

②添付書類

- ・工程表（任意様式）
- ・騒音振動の防止方法（別表）
- ・特定建設作業が行われる場所の周辺見取図



※次の条件の場合、必要な書類

・法令で原則として禁止されている日曜日その他休日及び夜間の時間帯に特定建設作業を行う必要がある場合は、その旨を証する書面

【例：警察署への道路占有許可申請の写し等】

・届出者に代表権がない場合：委任状（写し可）

届出書類は、環境保全課ホームページよりダウンロードするか、和泉市役所環境保全課窓口（2階⑦番）にも備えていますので、ご利用ください。

5. 届出方法

特定建設作業実施届出書については、窓口、郵送及びメールで提出を受け付けています。受付は、平日午前8時45分～午後5時15分です。受付時間外に到着した場合は、翌開庁日の受理となります。

※土、日、祝休日および年末年始は閉庁していますので、日数に余裕をもって提出してください。

◇窓口の場合

「正本1部、写し1部」の計2部を提出してください。受付印を押印し、写しをその場で返却しますので、保管してください。

届出先：和泉市役所 環境産業部 環境保全課 2階7番窓口

◇郵送の場合

「宛名を記入し返信用切手を貼った封筒」を同封の上、「正本1部、写し1部」を以下の住所へ送付してください。受付印を押印後、写しを返送いたしますので、保管してください。

※届出書類の内容について問い合わせることがあります。場合によっては追加資料を送付していただく可能性がありますので、日中連絡のつく電話番号を届出書類に記載してください。

届出先：〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号
和泉市 環境産業部 環境保全課 あて

◇メールの場合

届出書類（表紙および添付書類）を1部添付し、以下のアドレスに送信してください。届出書を受理しましたら、受付印を押印した表紙のみを返信いたします。

※ファイル容量が大きいと受信できないことがありますので、ご注意ください（10MB以内）。

届出先：kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp

特定建設作業届出一覧表

■騒音規制法と大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づくもの

適用	特定建設作業の種類	
騒音規制法と府条例	1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2	びょう打機を使用する作業
	3	さく岩機を使用する作業（注1）
	4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15 kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
	6	バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
	7	トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
	8	ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
府条例	9	6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンパッケージに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20kW を越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10	コンクリートカッターを使用する作業
	11	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

■振動規制法と大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づくもの

振動規制法と府条例	1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	舗装版破碎機を使用する作業（注1）
	4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注1）
条例	5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになります。）